

「障害者は生きていても社会に対する利益がないケース」と主張

損害保険会社
社会福祉法人

障害者が階段から転落死

「憲法の精神 命は平等」

施設内の事故で亡くなった重度障害の少年が、将来得られたはずの「逸失利益」をゼロと評価され、賠償額を不当に低く抑えられたとして、遺族が補償のあり方をめぐる裁判を名古屋地裁で争っている。根拠は「法の下の平等」をうたった憲法一四条だ。あす三日は憲法記念日。遺族は問う。「命の価値は働くことだけなのか」と。

少年は重度の知的障害があった名古屋守山区の故伊藤晃平さん(当時16)。同市北区の短期入所施設に宿泊

障害児「逸失利益ゼロ」 名古屋地裁で遺族争う

出入り口があれば勝手に出て行ってしまつた。母啓子さん(53)は社会生活になじませようと施設に通わせていた。三回目の宿泊で事故は起きた。

障害のない同世代なら六千万円程度が見込まれる賠償額を、損害保険会社は四分の一の約千五百万円と算定。障害のため将来の収入を想定できず、逸失利

2010.5.2 中



亡くなる直前、動物園で姉(右)と写真に納まる晃平さん(左)＝2007年11月、愛知県豊橋市で(遺族提供)

※2
益をゼロと見積もったためだ。
納得できない啓子さんは昨年五月、施設側に逸失利益四千万円

憲法14条 「すべて国民は、法律の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」と

平等原則を規定。最高裁は「合理的根拠に基づかない限り、差別的な取り扱いを禁止する趣旨」と判示している。

金で計算した。施設側は安全配慮に過失があったことを認め。だが、逸失利益は「算定できない。差別でなく合理的区別」と主張する。死亡事故の賠償額

※2へ

2010(平成22)年6月25日
障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会ニュース No12
注：上段と右の見出しは、当会で付けました。

は、治療費など実際に支払った損害と逸失利益、精神的損害(慰謝料)を合算する方法が裁判で定着している。逸失利益次第で賠償額に大差が出る。

昨年十二月には青森地裁が重度知的障害者(当時16)の死亡事故で逸失利益六百万円を認める判決をした。だが「一定程度の就労可能性はある」との判断で、収入見込みから算定する手法は従来と同じだ。

名古屋大の本秀紀教授(憲法)は「命の価値や遺族にとつての重みは量れないから」と

そ、どれだけ稼げるかで賠償額に大差がつくのは、個人の尊厳を定めた憲法一三条に照らしてもおかしい。障害者だけの問題ではない」と指摘する。

三月八日、晃平さんが通っていた特別支援学校で同級生の卒業式があり、晃平さんの遺影も並んだ。式後、遺族の元に戻った遺影は指紋だらけ。「みんなが触ったみたい。晃平が出てくるでも思ったのでしょつか」。目を細める啓子さん。「晃平は働くためだけに生まれてきたわけはないんです」

障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて

安心して暮らせる社会に

昨日、金山駅で署名させて頂きました。豊橋で、介護士をしております。

労働組合運動、やまびこ会で障害者運動も行っております。

昨日、時間がなくお話をあまり伺えませんでした。ですが障害者の方々が安心して暮らせる社会にしていかなければならないと考えております。

少ないですが、寄付金を送金させて頂きました。何か少しでも、お役に立てればと思います。

少しでも、障害者や、老人など弱い立場の方が暮らしやすい世の中になるよう、少しでも、その方々の、世話をする私達、福祉労働者の労働条件が、まともになるよう、やさしい政府にしていかれよう、連体して、がんばっていかれればと思います。(豊橋在住 男性)

中日新聞に大きく報道

5月2日、伊藤晃平君裁判が、憲法記念の一環として、8段ぬきで報道されました。共同代表の一人である、本 秀紀名大教授の「憲法13条に照らしでもおかしい。障害者だけの問題でない」という談話が引用されていました。

第三次の署名提出

六月十四日、第三次の署名90筆を提出し、累計六千二百六十七筆となりました。

今回の署名提出は、カナダなど六カ国、一地域か寄せられた署名です。九十筆は、一滴のしづく程度かもしれないが、諸外国でも大きな関心をもたれている証左だと思います。岩に穴をあけるよ!

公開授業の題材に(中学・教師)

新聞を見ました。公開授業で、皆様の平等や尊厳を求める思いを、憲法の基本的人権とかかわらせて考えさせたいと思っております。



4金山駅街頭署名のひろがり

概要

★重度知的障害と自閉症の伊藤晃平君(名古屋市・十五歳)は、平成一九年十二月二十二日未明、社会福祉法人M福祉会のショートステイ中、階段から転落し、意識不明のまま死亡しました。★M福祉会は、話し合いを求めても会議中と不在を理由に面会を避け、あげくに、裁判が決着したら謝罪する、という態度です。★損害賠償の話し合いに来たのは保険会社だけでした。A損害保険会社は、「障害者は生きていても社会に対する利益がないケース」と言いつつ、慰謝料は払うが逸失利益はゼロだと言います。★障害者の命の代償は、こんなものでしょうか? ★障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて不本意ながら、裁判となりました。

障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて 2010(平成22)年6月25日

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会 ニュース No12

486-0853 愛知県春日井市穴橋町3丁目2番地9 T&F 0568-83-9178 Eメール ochiai-yukitsugi@mopera.net
郵便口座 口座名称:伊藤晃平君裁判を支援する会 口座番号:00830-5-198160